

# 定期報告対象一覧表

(赤字が制度の見直しにより追加された建築物・特定建築設備等になります。)

建築物		
用途	規模等	報告時期
劇場、映画館、 <b>演芸場</b>	①当該用途が3階以上の階にある場合 ②当該用途の床面積(客席部分)が200㎡以上の場合 ③ <b>主階が1階にない場合</b> ④ <b>当該用途(100㎡超の部分)が地階にある場合</b>	●
観覧場(屋外観覧場を除く。)、公会堂、集会場	①当該用途が3階以上の階にある場合 ②当該用途の床面積(客席部分)が200㎡以上の場合 ③ <b>当該用途(100㎡超の部分)が地階にある場合</b>	●
病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、介護老人保健施設	①当該用途が3階以上の階にある場合 ②2階の当該用途の床面積が300㎡以上の場合 ③ <b>当該用途(100㎡超の部分)が地階にある場合</b>	●
ホテル、旅館	①当該用途が3階以上の階にある場合 ②2階の当該用途の床面積が300㎡以上の場合 ③ <b>当該用途(100㎡超の部分)が地階にある場合</b>	▲
共同住宅 ・サービス付き高齢者向け住宅 寄宿舎 ・サービス付き高齢者向け住宅 ・認知症高齢者グループホーム ・障害者グループホーム 就寝用途の児童福祉施設等 ・助産施設、乳児院、障害児入所施設 ・助産所 ・盲導犬訓練施設 ・救護施設、更生施設 ・老人短期入所施設(小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。)その他これに類するもの ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム ・母子保健施設 ・障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。)を行う事業所(利用者の就寝の用に供するものに限る。)	①当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にある場合 ②2階の当該用途の床面積が300㎡以上の場合 ③ <b>当該用途(100㎡超の部分)が地階にある場合</b>	▲
学校	①当該用途が3階以上の階にある場合 ②当該用途の床面積が2,000㎡以上の場合	●
体育館(学校に付属するものを除く。)、博物館、美術館、図書館、ホーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツ練習場	① <b>当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にある場合</b> ② <b>当該用途の床面積が2,000㎡以上の場合(対象用途が避難階のみの場合を除く。)</b>	●
百貨店、マーケット、物販店	①当該用途が3階以上の階にある場合 ②2階の当該用途の床面積が500㎡以上の場合 ③当該用途の床面積が3,000㎡以上の場合 ④ <b>当該用途(100㎡超の部分)が地階にある場合</b>	▲
展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店	① <b>当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にある場合</b> ②2階の当該用途の床面積が500㎡以上の場合 ③ <b>当該用途の床面積が3,000㎡以上の場合(対象用途が避難階のみの場合を除く)</b> ④ <b>当該用途(100㎡超の部分)が地階にある場合</b>	▲
事務所	①階数5以上かつ延べ面積1,000㎡超の場合	▲

※報告時期 ▲:西暦の奇数年の11月30日、●:西暦の偶数年の11月30日(いずれも検査済証が交付された直後の時期を除く。)

特定建築設備等		
種別	対象	報告時期
昇降機	①エレベーター ②エスカレーター ③ <b>小荷物専用昇降機(フロアタイプに限る。)</b> ※いずれも住戸内のみを昇降するものを除く。 ※労働安全衛生法施行令第1条第9号に規定するエレベーター(労働基準法別表第1第1号から第5号に掲げる工場等に設置されているもののうち一般公衆の用に供されていないもの。)のうち、同令第12条第1項第6号に該当するもの(積載荷重が1トン以上のもの。)を除く。	毎年
建築設備	①上記建築物に設けられる換気設備(中央管理方式の空気調和設備) ② " 排煙設備(排煙機又は送風機を有するもの) ③ " 非常用照明装置	毎年
防火設備	①上記建築物に設けられる防火設備 ②以下に掲げる用途のうち、床面積が200㎡以上の建築物に設けられる防火設備 病院、診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)、介護老人保健施設 共同住宅 ・サービス付き高齢者向け住宅 寄宿舎 ・サービス付き高齢者向け住宅 ・認知症高齢者グループホーム ・障害者グループホーム 就寝用途の児童福祉施設等 ・助産施設、乳児院、障害児入所施設 ・助産所 ・盲導犬訓練施設 ・救護施設、更生施設 ・老人短期入所施設(小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。)その他これに類するもの ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム ・母子保健施設 ・障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。)を行う事業所(利用者の就寝の用に供するものに限る。) ※外壁開口部の防火設備、常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパーを除く。	毎年
準用工作物	①観光用エレベーター ②観光用エスカレーター ③遊戯施設	毎年

※報告時期 昇降機・準用工作物:設置月の3ヶ月前から設置月末まで、建築設備・防火設備:11月末まで(いずれも検査済証が交付された直後の時期を除く。)

※報告時期の適用 防火設備:平成29年6月1日以降、小荷物専用昇降機:平成30年6月1日以降